

## 茨城県内初となる「公益的機能維持増進協定」を締結

平成29年3月22日、茨城県内で初めてとなる「公益的機能維持増進協定」を北茨城市上小津田地区の民有林所有者と締結しました。

この制度は、平成25年度に創設されたもので、国有林に隣接・介在する民有林を対象とし、民有林が小規模で孤立し立地条件が不利であることなどから森林所有者による間伐等の施業が行われず、公益的機能に支障が生じている箇所を対象に、民有林と国有林を一体的に整備・保全するもので、民国双方の公益的機能の維持増進に寄与することを目的とした制度です。

協定締結者は、北茨城市在住の民有林所有者と関東森林管理局長となり、森林整備は茨城森林管理署が実施するものです。

民有林整備にかかる経費は、

- ① 対象民有林が搬出間伐であった場合には、得られた販売金額と当該事業にかかる1/3の経費を比較し、いずれか小さい方を協定者協力金として民有林所有者から徴収します。
- ② 切捨て間伐の場合は、全額国の負担で実施します。

この度の協定は、民有林の整備面積が3.59 Ha、国有林の整備面積は36.77 Haで、事業実施年度は平成30年度を予定しています。

関東森林管理局管内における本協定の締結状況は、平成28年3月31日現在、4件となっていますが、茨城県内

では初めてとなります。

今後、民国が連携した森林整備・保全、林業成長産業化の実現に向け、更なる対象箇所掘り起こし、また、平成28年2月に締結した「常陸太田地域森林整備推進協定」の森林共同施業団地の新たな設定箇所の拡充等に取り組んでいきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。



〔森林整備イメージ図〕



〔民有林間伐予定地〕